

2005. 1

Law Office YODOYABASHI

No.3



(立 話)

〒541-0041

大阪市中央区北浜4丁目1番21号

住友生命淀屋橋ビル6階

TEL 06-6203-7104(代) FAX 06-6229-0936

淀屋橋法律事務所

E-Mail yodo-lawoffice@mvd.biglobe.ne.jp

お世話になります

(新人の御紹介)

昨年10月より修習57期の新人2人が事務所に参加しました。

プロフィールを御紹介いたします。



西野 航
にしの わたる

山口 崇
やまぐち たかし



1980年(昭和55年)申年	生まれ年	1976年(昭和51年)辰年
私立 立命館高校 立命館大学 法学部 立命館大学大学院 法学研究科	出身校	私立 清風南海高校 大阪大学 法学部 大阪大学大学院 修士課程
野球、スキー、ゴルフ(初心者)	趣味	読書、テニス(下手)、ゴルフ(始めたて)
美味しいものを食べること	すきなこと	弱いけれど、お酒を飲むことです
爪をのばすこと	きらいなこと	だらだらすること
細かく分析すること	得意なこと	人の話を聞くこと
丸暗記をすること (人の名前がなかなか覚えられない)	苦手なこと	1つのことだけを極めていくこと (いろいろな分野に手を出したがる)
迅速かつ正確に仕事をこなし、依頼者 から信頼される弁護士になりたいです。 ゴルフも早く上達したいです。	抱負	まずは、仕事を安心して任せられると 言われるようになることです。 いつかは、誰にも負けないといえる分野 をもちたいです。

お世話になりました

2005年、新年明けましておめでとうございます。

さて、私は、淀屋橋法律事務所にて4年間弁護士として執務させていただきましたが、このたび、結婚に伴い遠方へ転居するため、2004年11月をもって退職させていただきました。

勤務中、事務所内外の皆様には公私ともにたいへんお世話になりました。どうもありがとうございました。心より厚くお礼申し上げます。

今後の皆様のますますのご発展とご健勝を心より祈念いたします。

敬具

2004年11月吉日 弁護士 藤澤佳代



法律事務所からのアドバイス

第3回 「個人情報の保護」



個人情報保護法が本年4月1日から施行されます。現代社会では個人の住所、氏名、年齢、電話番号などの情報が大量にデジタル化、データベース化され、その流出等によるプライバシーの侵害の危険性が飛躍的に高まっています。そのため、個人が自由に人生を謳歌するためには、個人情報の保護が不可欠と痛感され、この法律が成立施行されることになりました。

今回はこの法律の施行にあたり注意すべきポイントをお知らせいたします。

1 誰に保護義務があるか

この法律の定める義務は、よく耳にするシー・アイ・シー等の個人信用情報機関や探偵などの調査会社にのみ課されるものではありません。例えば、一般企業や個人の持つMSエクセル等の表計算ソフトに入力された情報の主体数が5,000人以上であれば、この法律に規定された情報保護の義務を負担することになります。

2 何をする必要があるのか

本人の同意なしになされる個人情報の第三者提供は原則禁止されます。したがって、個人情報が関連事業者間でやりとりされる商品・サービス（金融商品を含む）を取り扱っている会社にとっては、その商品の契約内容の見直し改定が必須となります。施行までに相当検討が必要な事柄ですので、この点に関わる企業は官庁のガイドライン案を横目に既に検討に取り掛かっておられることでしょう。

そうでない会社であっては、個人情報取得の際に利用目的の通知が義務付けられたこと、またデータの種類によっては、情報の主体（本人）からデータ開示、訂正等の要求がなされればこれに応じる義務が設けられたことに注意をする必要があるでしょう。

この義務の具体的な実施については、経済産業省のガイドラインをはじめ各省のガイドラインが勧めるように個人情報保護指針（プライバシーポリシー）を定めその中で個人情報取得の目的を記載し、データ開示等の手続に関する規定を設けた上、ホームページにより公表するという企業が多いのではないでしょうか。

したがって、ホームページがないと個人情報保護法の対策に不便を来しますので、ホームページがない会社はこの法律の施行を機にホームページを開設されればいかがでしょうか。

3 情報セキュリティ対策

この法律の制定と前後して信販会社やエステ会社などからの個人情報が漏えいし、社会的な問題となりました。

個人情報保護法は3条にわたり個人情報の安全管理義務を定めています。個人情報の管理を第三者に委託している時にはその委託先への監督義務を課するというこれまでに見られない内容を含むものですが、具体的な情報セキュリティ対策については触れるところはありません。

情報セキュリティ対策は、個人情報がどこにあるか、そしてそれが漏えいするリスクのレベルの洗い出しから始まり、様々な作業・検討が必要となります。外部委託先とのデータ処理に関する契約書の見直し等も必要です。具体的な情報セキュリティ対策については経済産業省のガイドラインが分かりやすいのでご参照下さい。

4 制裁

この法律が定める義務に違反した場合で、主務大臣が求める報告をしなかったり、命令を履行しなかった場合等に懲役（6ヶ月以下）、罰金（30万円以下）が課されます。このように刑罰の内容は個人情報保護法がミニマムスタンダードであることから最低限のものを定めたといえます。

しかし、個人情報保護法に違反する場合はプライバシーなど人権侵害も同時に引き起こしている可能性が高く、損害賠償の問題も当然に発生しますが、これにもまして企業のイメージダウンは計り知れない損害を伴いますので、対策は怠りなきようお願いしたいものです。



役に立つ法律情報

第2回 新しくなった不動産登記法の概要

平成16年6月11日に従来の不動産登記法を全面改正する内容の新しい「不動産登記法」が成立し、平成16年6月18日に公布され、本年（平成17年）3月7日の施行が予定されています。

そこで、新しい不動産登記法の中で、皆様に直接関係のある部分を概観したいと思います。

1. 権利の登記における申請方法

新しい不動産登記法では、権利の登記申請に「電子申請」と「書面申請」の二つの申請方法を認めました。

(1) 電子申請

「電子申請」とは、インターネットを利用して、自宅のパソコンから直接法務局のパソコンにアクセスして登記申請を行うものですが、現在は電子申請をするための環境（登記所の受入体制、電子署名の問題など）が完備されていませんので、実際全国的にこの電子申請が可能となるには、まだまだ時間が必要になります。

(2) 書面申請

（郵送で申請できます）

これまで、不動産の所有権移転登記等権利に関する登記申請は、その管轄登記所に登記申請書を持参して提出しなければならず、郵送での登記申請は認められていませんでしたが、新しい不動産登記法では登記申請書を郵送で提出することも認めています。

（A4版に代わりアラビア数字が使えます）

登記申請書はこれまで日本工業規格（JIS規格）B4版用紙に縦書きで作成するのが通常でしたが、平成16年11月1日からは、原則として日本工業規格（JIS規格）A4版用紙に横書きで作成するものとされています。

この用紙の変化に伴い従来

「壱弐參壱拾」の文字を使用しなければならなかつたものについても、横書きで申請する場合には、アラビア数字（1, 2, 3, 10）を用いて作成することができるようになっています。



2. 登記済証（権利証）の廃止と登記識別情報

(1) 権利証（登記済証）の廃止

従前は、登記手続が完了した場合、登記所が原因証書や登記申請書副本に登記済印鑑を押印して「登記済証」を作成し、登記の完了後これを申請人に交付していました。

この「登記済証」はいわゆる「権利証」として、その後に登記手続をする場合には、必ず添付しなければならない重要な書面でした。

しかし、新しい不動産登記法では、この「登記済証」の制度を廃止して、新たに「登記識別情報」という制度ができました。

なお、オンライン登記申請が認められる法務局においては登記済証の制度は廃止されますが、オンライン登記申請ができない法務局では今後も登記済証の制度は残りますので、今ある権利証は、大切に保管して下さい。

(2) 登記識別情報

「登記識別情報」とは、登記手続が完了した際に、登記所から申請人に対して数字とアルファベットで構成させる13桁程度の記号番号が「登記完了証」を交付する形で通知される予定です。

そして、その後に登記申請をする際には、従来の登記済権利証に代えてこの「登記識別情報」の内容を登記所に提供することとなります。

なお、この「登記識別情報」が他人に知れると、他人が勝手に登記をすることも可能となってしまいますので、「登記識別情報」は銀行のカードの暗証番号と同様に他人に知られないように保管して下さい。

また、登記識別情報の管理をしたくない場合には、登記申請にあたって予め申請をして、登記識別情報の通知を受けない方法もあります。

明けましておめでとうございます

事務所報第3号をおとどけいたします。

表紙の写真は芝が奈良の猿沢池で撮りました。

この1年が平和でのどかでありますよう祈ります。

2005年1月

淀屋橋法律事務所

弁護士 山本 寅之助	弁護士 芝 康司	弁護士 藤井 駿	勲司俊航
弁護士 山本 彼一郎	弁護士 茜 薫	弁護士 阿部 清正	
弁護士 出口 みどり	弁護士 奥 直之	弁護士 田 井	
弁護士 井上 敏志	弁護士 今 佐和子	弁護士 安 西	
弁護士 山口 崇	事務局一同	弁護士 田野	